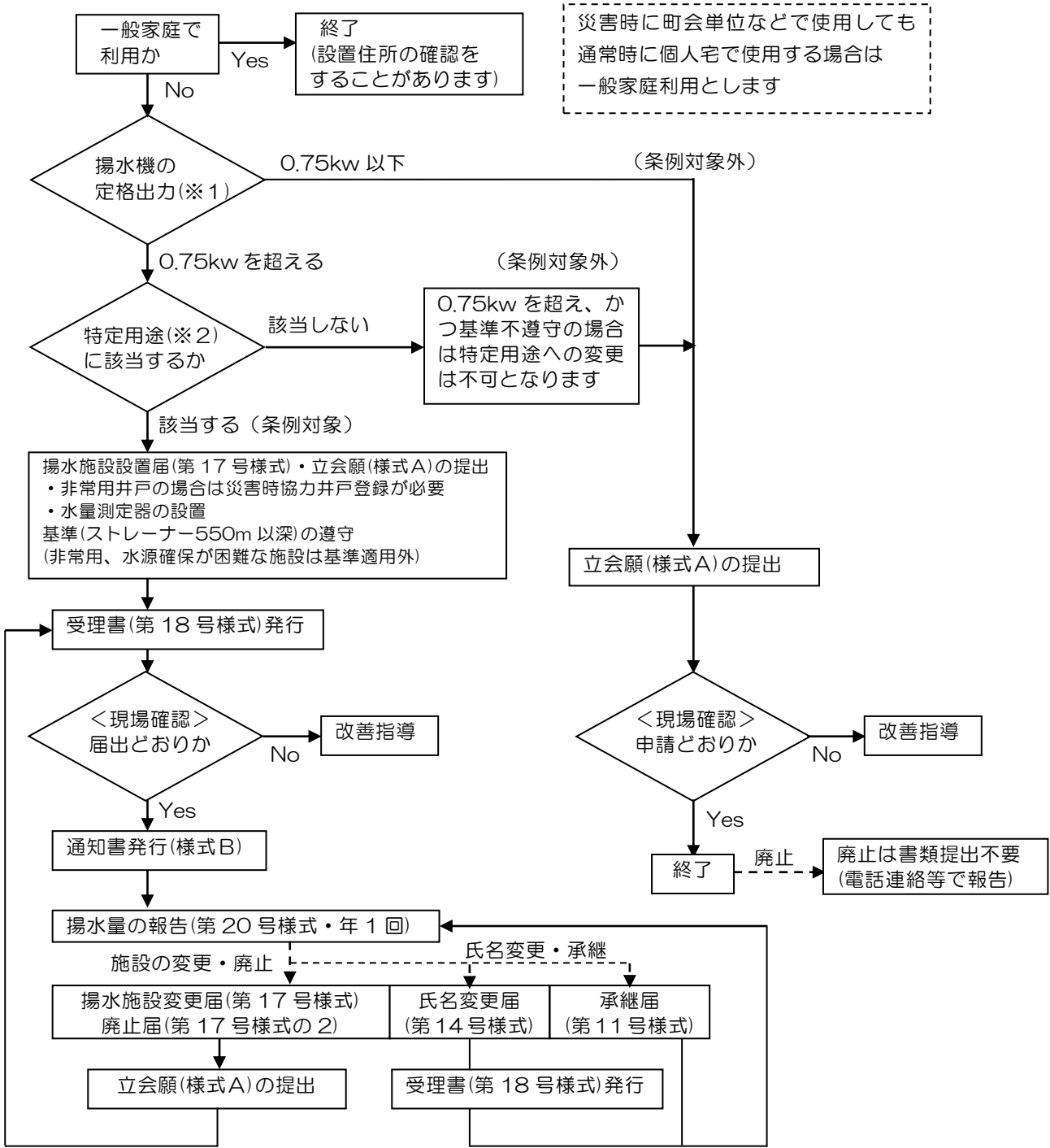


習志野市環境保全条例に係る

吐出口の断面積(※1)が6 cm²以下の揚水施設の設置フロー (6 cm²を超えるものは県条例対象)



(※1) 吐出口の断面積及び揚水機の定格出力は、同一敷地に複数の揚水施設を設置する場合は、それらの合計

(※2) 特定用途とは

- 1 工業(製造業(物品の加工修理業を含む。)、電気供給業、ガス供給業及び熱供給業)の用途
- 2 鉱業の用途
- 3 建築物用地下水(冷房設備、水洗便所その他政令で定める設備)としての用途
- 4 農業の用途
- 5 水道事業、簡易水道事業若しくは専用水道又は小規模水道の用途
- 6 工業用水道事業の用途
- 7 開発区域面積が10ヘクタール以上のゴルフ場における散水の用途